

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々への主な支援制度【事業者】

支援制度名称	対象	支援内容	問い合わせ先	
緊急つなぎ資金貸付制度	市内で店舗などを賃貸し事業を行う個人事業主・小規模事業者	店舗などの賃料の3か月分相当額(上限額50万円)を貸付。無利子・無担保。6か月間据置き後、一括返済(返済期限はR3.3.31)申込期限7/31	【市】 地域産業課	06-6430-9750
①セーフティーネット保証(4号・5号) ②危機関連保証	中小企業者	①(4号)突発的災害の影響で売上などが減少している場合の支援措置 ②(5号)全国的に業況の悪化している業種への支援措置 ③突発的な事象の影響で実際に売上などが減少している場合の支援措置	【その他】 尼崎地域産業活性化機構	06-6488-9565
休業要請事業者経営継続支援金	兵庫県の休業要請などに応じて、4月から5月の売上が前年比50%以上減の中小法人・個人事業主	【中小法人】30～100万円(ホテル・旅館、飲食等施設は10～30万円) 【個人事業主】15～50万円(ホテル・旅館、飲食等施設は5～15万円) *休業要請に応じた期間により変動	【県】 経営継続支援金相談ダイヤル	078-361-2281
雇用調整助成金の特例措置の緩和・拡大	兵庫県の休業要請などに応じて、4月から5月の売上が前年比50%以上減の中小法人・個人事業主	経済的な理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業手当に要した費用を助成する制度の要件などを6/30まで緩和・拡大	【県】 ハローワーク助成金デスク	078-221-5440
持続化給付金	ひと月売上が前年比50%以上減の事業主	(中小法人)200万円 (個人事業主)100万円 *昨年1年間の売上からの減少分が上限	【国】 持続化給付金事業コールセンター	0120-115-570
小学校休業等対応助成金	2/27～6/30に小学校などの臨時休業のために就業できなかった保護者を雇用する事業主	労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた場合、対象者1人につき1日当たり8,330円を上限に助成	【国】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター	0120-60-3999
テイクアウト・デリバリー等促進支援事業	市内の飲食店	4月以降に支払ったテイクアウトやデリバリーなどに必要な経費を10万円を上限に全額補助	【市】 地域産業課	06-6430-9750
市内飲食店等応援プロジェクト「尼のさきめし」	市内の飲食店 小売店・サービス業	支援者が応援したい飲食店などの店舗に代金を支払いするためのサイトを市が開設。店舗の費用負担はなし	【市】 地域産業課	06-6430-9750
尼崎のお店まるごと応援プロジェクト「あま咲きチケット」	市内の中小事業者	クラウドファンディングサイトを通じて支援を募り、店舗登録した事業者を支援	【市】 同プロジェクト実行委員会	06-6430-9750